

事 務 連 絡  
令和3年11月1日

各 事業所管理者 様

みよし広域連合 介護保険センター所長

介護保険関係の申請書等に係る押印廃止について（通知）

平素は、介護保険制度の円滑な運営について、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、事業所の皆さんの負担軽減と利便性の向上を図るため、介護保険関係への申請書等の押印が廃止になりました。押印が廃止になったことで申請書に本人確認書類が必要になる場合がありますので、詳細につきましては、みよし広域連合ホームページの「みよし広域連合介護保険センターの申請書等に係る押印廃止について」に掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、当分の間は旧様式についても受理していましたが、令和4年1月4日より押印を廃止した様式に完全移行いたしますのでご注意ください。

ご不明な点につきましては、下記担当までご連絡ください。

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2429 番地 1

みよし広域連合 介護保険センター

担当 宮田

T E L 0883-76-0030